

＜一般委託＞

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

樹木管理業務その6(北地区)(一般委託)仕様書

樹木管理業務その6(北地区)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は道路区域の樹木等の維持管理を行うものである
2	履行期間	令和2年7月1日から令和3年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市夏島町地内ほか
4	業務内容	別紙「業務仕様書」のとおり
5	特記事項	なし
6	関係法規	なし
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)産業廃棄物収集運搬業(廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の許可(神奈川県又は横須賀市)を有すること。 (2)「造園施工管理技士」又は「街路樹剪定士」の資格を有するものを雇用しており、当該資格を有する者の指導のもとに業務を履行することができること。
8	契約方法	単価による業務委託契約(一般委託):単位(内訳書のとおり)
9	支払方法	本件は3回払い(9月・12月・3月の末締め)につき、実際取引数量をもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	業務委託成績評定	対象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ 不要
12	その他事項	委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から6月30日まで、委託者が提示した数量において本契約と同条件で契約する予定である。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の2か月前までに通知すること。 その他、この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員連絡先	土木部道路維持課 担当 飯田 達也 046-822-8399

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。
----------------------------------	---

樹木管理業務その6（北地区）予定内訳

(税抜)

番号	種 別	細 別	単位	予定数量	上限単価	契約単価
1	高木せん定	幹周60cm未満	本	-	-	-
2	高木せん定	幹周60cm以上120cm未満	本	70	19,000	-
3	高木せん定	幹周120cm以上150cm未満	本	-	-	-
4	高木せん定	幹周150cm以上180cm未満	本	-	-	-
5	高木せん定	幹周180cm以上210cm未満	本	-	-	-
6	高木せん定	幹周210cm以上240cm未満	本	-	-	-
7	中木せん定	樹高200cm以上300cm未満	本	4	4,800	-
8	下枝・胴吹払い		本	150	1,560	-
9	寄植せん定	低木 樹高60cm未満	m ²	500	530	-
10	寄植せん定	中木 樹高60cm以上	m ²	3600	700	-
11	人力除草		m ²	1500	470	-
12	人力除草	はしご使用	m ²	10	1,550	-
13	人力除草	フェンスつる草等	m ²	90	1,500	-
14	機械除草（肩掛式・飛び石防護）	1箇所あたり100m ² 未満	m ²	20	470	-
15	機械除草（肩掛式・飛び石防護）	1箇所あたり100m ² 以上500m ² 未満	m ²	-	-	-
16	機械除草（肩掛式・飛び石防護）	1箇所あたり500m ² 以上	m ²	-	-	-
17	実生樹木等伐採	地際直径10cm以下かつ高さ3m以下	本	1	520	-
18	土系舗装	t=4cm 透コンソイル等 すき取り処分含む	m ²	3	21,000	-
19	施肥工 高木	幹周60cm未満	本	1	2,600	-
20	施肥工 高木	幹周60cm以上120cm未満	本	1	4,000	-
21	客土	赤土	m ³	1	19,200	-
22	客土	黒土	m ³	1	21,500	-
23	客土	細砕チップ	m ³	1	20,200	-
24	伐倒・枯損木処理	幹周30cm未満	本	-	-	-
25	伐倒・枯損木処理	幹周30cm以上60cm未満	本	2	22,000	-
26	伐倒・枯損木処理	幹周60cm以上90cm未満	本	-	-	-
27	伐倒・枯損木処理	幹周90cm以上120cm未満	本	-	-	-
28	伐倒・枯損木処理	幹周120cm以上150cm未満	本	-	-	-
29	伐倒・枯損木処理	幹周150cm以上200cm未満	本	-	-	-
30	伐倒・枯損木処理	幹周200cm以上250cm未満	本	-	-	-
31	伐 採	幹周30cm未満	本	-	-	-
32	伐 採	幹周30cm以上60cm未満	本	1	20,000	-
33	伐 採	幹周60cm以上90cm未満	本	-	-	-
34	伐 採	幹周90cm以上120cm未満	本	-	-	-
35	伐 採	幹周120cm以上150cm未満	本	-	-	-
36	伐 採	幹周150cm以上200cm未満	本	-	-	-
37	伐 採	幹周200cm以上250cm未満	本	-	-	-
38	灌 水		m ²	1	160	-
39	支柱撤去	生垣形	m	1	1,100	-
40	支柱撤去	木製支柱全て	箇所	1	1,600	-
41	支柱設置	二脚鳥居添木付	箇所	1	15,500	-
42	支柱設置	二脚鳥居組合せ	箇所	1	26,000	-
43	蜂の巣除去	アシナガバチ等	箇所	1	5,200	-
44	クレーン付トラック	2t積トラック・吊上能力2.9t 機械のみ	日	1	52,000	-
45	リフト車	トラック架装型・揚程12m 機械のみ	日	1	85,000	-
46	ラフテレンクレーン	吊上げ能力7t～25t吊 運転手付	日	1	115,000	-
47	バックホウ	機械重量3t未満 機械のみ	日	1	40,560	-
48	作業区分	作業区分A	日	3	156,000	-
49	作業区分	作業区分B	日	4	164,000	-
50	運搬処分費（作業区分A.B）	草葉 市の指定する処理施設	kg	1493	34	-
51	運搬処分費（作業区分A.B）	事業系せん定枝 資源化処理施設 2t車	台	1	34,000	-
52	運搬処分費（作業区分A.B）	事業系せん定枝 資源化処理施設	kg	150	95	-
53	産業廃棄物処理場運搬	2tダンプ積込・運搬・荷卸し（市指定の産業廃棄物処理施設へ搬入）	回	1	15,000	-
54	道路維持センター運搬	2tダンプ積込・運搬・荷卸し	回	1	14,300	-
55	交通誘導警備員B		人	10	25,000	-

- ※ 契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価をこえないこと。
- ※ 予定数量に契約単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること。
- ※ 契約単価は、契約者が記入すること。

業 務 仕 様 書

樹木管理業務その6（北地区）

1. 一 般 (1) 受託者は本仕様書に基づき、監督員の指示に従って、業務内容を速やかに履行すること。

業務指示書受信後、7日以内に着手予定時期を業務受理書に記入し、メール・FAX 等にて返信すること。着手が予定と変更となる場合は、直ちに監督員に報告すること。返信や報告が無い場合は、指示を取り消す場合がある。

監督員の業務指示がある場合、常時1施行箇所以上は作業を行えるようにすること。作業を行っている期間は、工程表を作成し、メールや FAX 等にて送付すること。送付のない場合は、指示の取り消しや、その後の指示を調整する場合がある。

- (2) 業務作業時は、一般の交通を妨げたり、公衆に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 沿道の住民等により苦情及び要望があったときは丁寧に應對し、監督員に報告し指示を受けること。
- (4) 受託者は、業務内容の表示板、その他作業現場に必要な注意看板などを、公衆の見やすい場所に設置すること。
- (5) 本業務施行前に、業務計画書を監督員に提出すること。
- (6) 受託者は施行 1 ヶ月毎に、完了した施行場所毎の報告書と代表箇所の完了写真を翌月中旬までに提出すること。また、期間毎の全業務完了後、完了報告書・業務写真及び業務完了届等を監督員に提出し、業務委託契約約款に基づく検査を受けなければならない。
- (7) 業務委託契約約款に基づき、受託者は業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任してはならない。受託者が第三者へ委託を行う際には、下請負者届を監督員に提出すること。又、その委託業者が廃棄物の収集運搬を行う場合は、受託者は関係法令を遵守させること。
- (8) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合及び定めのない事項が生じた場合には、監督員と協議し指示に従うこと。

2. 業務区域等について

- (1) 高木のせん定において、受託者はⅠ期からⅢ期の開始前に別紙高木一覧表路線の状況を確認し、監督員に状況を報告し指示を受ける

こと。

- (2) 中低木のせん定においても、受託者は業務開始前に別紙中低木位置図の業務区域内の状況を確認し、監督員に状況を報告し指示を受けること。また、せん定作業は8月末までに可能なかぎり完了させること。
- (3) 業務区域は原則、下表の区域内町名を基本とする。ただし、区域外の作業についても、監督員の指示により行うことがある。

業 務 名	町 名
樹木管理業務その6 (北地区)	夏島町 浦郷町 追浜町 追浜東町 追浜本町 追浜南町 湘南鷹取 鷹取 浜見台 船越町 港が丘 田浦泉町 田浦大作町 田浦町 田浦港町 長浦町 安針台 吉倉町 西逸見町 東逸見町 逸見が丘 衣笠栄町 小矢部 山中町 阿部倉 池上 衣笠町 平作 金谷

- 3. 作 業
 - (1) 作業時間は8時より17時までの範囲とする。但し道路上での作業は道路使用許可内容に従うこと。それ以外の時間帯に作業する場合は、監督員の確認を得ること。
 - (2) 除草作業は、機械除草肩掛式を基本とし、機械除草が出来ない場合は人力除草とする。
 - (3) 作業上障害となるものは事前にとり除き、除草・伐採を行うこと。
 - (4) 事業系せん定枝は、民間の資源化処理施設に運搬し処理すること。草葉等は、市の指定する処理施設に運搬し処理すること。
 - (5) (4)の運搬持込処分費は各作業内容に含まれている。(作業区分を除く。)
 - (6) 投棄物等を発見した場合は、監督員に報告し指示を受けること。
 - (7) 作業区域内からカン・ビン・ペットボトル等が発見された場合は、監督員に報告の上、収集・分別し本市が契約している産業廃棄物処理施設へ運搬すること。この場合の処分費は本市が負担する。
 - (8) 道路維持センター運搬とは、当該道路区域内の発生物等を道路維持センターまで運搬することである。なお、運搬する際は、監督員の確認を得てから運搬すること。

4. 写真管理及び出来形について

- (1) 作業毎に範囲や内容が確認できる写真を、作業前、作業中、作業後に同一の場所で撮影すること。又、細別毎に撮影すること。除草、寄植せん定、作業区分については、施行した箇所がすべて写真で確認できるように撮影すること。
- (2) 作業区分における作業や交通誘導警備員を配置した場合は、人数

の確認できる写真をその日毎に作業開始時、作業中、作業終了時に撮影すること。又、建設機械を使用した場合も機械の使用を確認できる写真を撮影すること。

- (3) 除草面積、寄植せん定寸法、高木の幹周は、検尺の写真を撮影すること。写真撮影頻度は、測定箇所 10% を基本とし、箇所毎に一組の写真（例：写真測定箇所が三角形で3辺の場合3辺の長さ測定の写真）を撮影すること。高木の幹周を撮影するときは、地上 1.2m を確認できるようにスタッフ等を入れて撮影すること。実生樹木の検寸写真は不要であるが、施行本数をカラスプレー等で確認できる写真は撮影すること。ロードメジャー等にて延長等を測定する際には、メーターの読みと、測定箇所が確認出来るように測定状況も撮影すること。
- (4) 出来形については、平面図に各施行場所の種別毎に施行範囲、管理番号等を記入すること。平面図には、縮尺を記載すること。除草等においてまだらな部分がある場合は、面積に控除率を掛けて計算すること。寄植せん定中木の施行数量は表面積とし、低木の施行数量は植地面積とすること。ただし、施行高さや施工延長は、枯れ等や抜けている部分を控除すること。グミの徒長枝も低木と同じ扱いとすること。株立ちの樹木の計上は、幹周の合計に 0.7 を掛けた幹周の単価と、地上 1.2m で分かれているものをおのおの1本として単価を合計したものとを比較し、低い金額の方の数量を計上すること。1本の木に対し、下枝払いと胴吹き払いを行った場合は、おのおの計上すること。
- (5) 業務完了報告書は、下記のとおり作成し、提出すること。書式は業務施工前に監督員より配布する。
 - ・実績表（書式あり）
 - ・集計表（書式あり）
 - ・業務日報（作業区分実施時）
 - ・施行場所（指示場所）毎の提出書類
 - ア）報告書（書式あり）
 - イ）業務指示（受理）書（返信 FAX）
 - ウ）位置図（指示書の添付書類）
 - エ）白地図に必要事項を記入した図（指示書の添付書類を使用）
 - オ）数量計算書
 - カ）写真
 - ・廃棄物集計表
 - ア）廃棄物処分伝票（計量票、証明書、マニフェスト等）

イ) 廃棄物持込み状況写真

- (6) 業務完了報告書と共に、業務完了報告書の電子データ「CD」も併せて提出すること。電子データの形式は内訳書から実績表は配布する書式のエクセル形式とし、それ以外は PDF とするが、それによらない場合は、監督員に確認し決定すること。
- (7) 受託者は、成果品の電子データの格納が終了した時点で、確実にウイルスチェックを行うこと。
- (8) ウイルス対策は特に指定しないが、シェアの高いものを使用し、最新のウイルスも検出できるように、常に最新のデータに更新したものを利用すること。
- (9) CD-R の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記すること。
- (10) ラベルの作成の表示方法については、専用プリンタを用いた CD-R 表面への直接印字、ラベルシートに印字し直接貼り付け、油性マジック等での書き込みとする。
注) ボールペン、鉛筆など硬質な筆記用具の使用は CD-R を破損させ、読み取り不能となる恐れがあるため使用不可とする。
- (11) 提出する電子データについて、ウイルス対策の不備等により、委託者に損害を与えた場合は、受託者の負担により、速やかに対応すること。
- (12) 成果品の権利は委託者に帰属するものとする。

5. その他

契約時本市から指示があった場合は、現場代理人を配置すること。

6. 各作業の詳細について

- (1) 樹木せん定
 - ア) 切り取った枝は、その場に放置せず速やかに片づけること。
作業終了後は、作業区域の清掃を行いゴミ等のないようにすること。
 - イ) 低木の寄植せん定については、出来るだけ樹高を 60 cm 未満にせん定すること。
 - ウ) 太い枝をせん定した時は、必要に応じて切り口に、癒合剤を塗布すること。
 - エ) 指示区域内において地元等の協力で、せん定や除草等の処理が完了している場合があるので、その場合は監督員に報告し指

示を受けること。

(2) 除 草

- ア) 機械除草箇所はベニヤ・シート等で飛び石防護措置を行い、地際で刈り取ること。機械除草には人力による仕上げ除草も含まれている。人力除草箇所は基本的に植樹樹・植樹帯とし、低木等に注意して作業を行うこと。
- イ) 刈込みした草は、その場に放置せず、その日のうちに片づけること。やむなく処理出来ない場合は、道路利用者の妨げとならない場所に仮置きし、草が飛散しないようシート等で覆っておくこと。
- ウ) 除草跡はきれいに均し清掃すること。
- エ) フェンスつる草等除草は、フェンスに絡んでいる草の数量が確認できるよう下草の除草が完了してから行うこと。
- オ) 植樹樹のある路線については、植樹樹間の歩道部雑草も全て除草すること。

(3) 実生雑木等伐採

実生雑木とは、地際で直径10cm以下、かつ高さ3m以下の樹木である。ただし、直径2cm以下は、雑草とみなす。また、実生雑木は地際で切ること。

(4) 施 肥

- ア) 高木に施肥を行うものとする。
- イ) 肥料の種類（下記のとおり）

施 肥 区 分	肥 料	使 用 量
高木 幹周 60 cm未満	グリーンパイル (300g)	1 本/本
高木 幹周 60 cm以上～ 120 cm未満	グリーンパイル (300g)	2 本/本

- ウ) 作業については、監督員の指示を受けること。

(5) 客 土

- ア) 客土は、箇所・仕上げ高・材料種において監督員の指示により行うこととする。
- イ) 作業終了後においては、周辺への汚れや飛散等のないようにすること。

(6) 病虫害防除

- ア) 受託者は病虫害の発見に努め発見した場合は、監督員に報告し対策を協議すること。
- イ) 使用する薬品は、発生した害虫により、適切なものを使用すること。

- ウ) 散布については、隣接民家・通行者等に対し薬害等のないようにし、状況によりお知らせ等で周知すること。
 - エ) 散布日時・散布場所・使用薬品の種類・使用量・希釈倍数を帳簿に記載し、報告書に写しを添付すること。
 - オ) その他一般注意事項は、神奈川県病害虫雑草防除指導指針に従うこと。
- (7) 蜂の巣除去（アシナガバチ等）
- ア) 除去した蜂の巣は、その場に放置せず速やかに片づけること。
 - イ) 薬品等を使用する場合は、適切なものを使用すること。市販されている以外の薬品を使用する場合は、監督員に事前に報告すること。
 - ウ) 散布については、隣接民家・通行者等に対し薬害等のないように配慮し、状況によりお知らせ等で周知をすること。
 - エ) 生息が確認できたスズメバチの巣を発見した場合は、本市が対応するので速やかに監督員に報告すること。
- (8) 伐倒・枯損木処理
- ア) 受託者は枯損木の発見に努め発見した場合は、監督員に報告し指示を受けること。
 - イ) 切断した木は、その場に放置せず速やかに片づけること。
 - ウ) 伐倒・枯損木処理は地際以下で処理することとし、通行に支障のないように整地すること。
 - エ) 作業終了後は、作業区域の清掃を行いゴミ等のないようにすること。
- (9) 灌水
- ア) 灌水については、通行者等に迷惑をかけないように行うこと。
 - イ) 用水費は灌水に含まれている。
 - ウ) 作業については、監督員の指示を受けること。
- (10) 支柱（撤去）
- ア) 支柱本体が朽ちて通行に支障のあるものや樹木に不要な支柱を撤去すること。
 - イ) 支柱撤去については、樹木を損傷しないよう行い、根元より完全に引抜くこと。また、シュロ縄・鉄線・洋釘及び幹巻材もきれいに取除くこと。
- (11) 支柱（生垣形・二脚鳥居添木付・二脚鳥居組合せ）
- ア) 支柱設置については、高さ及び通りの不揃いがないように仕上げること。
- (12) リフト車、ラフテレーンクレーン、バックホウ

- ア) リフト車 (高所作業車)、ラフテレーンクレーン及びバックホウの使用については、施行前に監督員と調整し事前に決定する。
- イ) 使用するリフト車については、トラック架装型・揚程 12 m を標準とし、ラフテレーンクレーンについては、吊上げ能力 7 ~ 25 t を標準とする。バックホウは機体重量 3 t 未満を標準とする。

7. 作業区分による作業

下記の構成及び内容で、監督員が指示又は確認をしたものとする。

(1) 作業員の構成

・作業区分 A

作業 1 日当たりの作業構成は、普通作業員 2 名・一般運転手 1 名・車両 1 台で構成されている。

・作業区分 B

作業 1 日当たりの作業構成は、造園工・普通作業員・一般運転手各 1 名・車両 1 台で構成されている。

※車両は 2 ~ 3 t 積ダンプ又はトラック又はパッカー車とする。

※造園工は「造園施工管理技士」又は「街路樹剪定士」の資格を有すること。なお、着手前に監督員に資格証の写しを提出すること。

※必要な車両は受託者が用意すること。

※作業内容により、上記車両以外で効率的に業務を履行できると考えられる場合は、使用できることとする。

※移動時間は作業時間とする。

※1 日に満たない作業や、人数が構成と違う作業は以下の換算を行い計上可能とする。

1 日は 8 時間を基準とする。

例：3 時間の作業は $3/8=0.4$ で換算し計上する。

人数は 3 人を基準とする。

例：2 人での作業は $2/3=0.7$ で換算し計上する。

4 人での作業は $4/3=1.3$ で換算し計上する。

5 時間で 4 人の作業は $5/8 \times 4/3=0.8$ で換算し計上する。

但し作業区分 A B 共に、車両は 3 人に付 1 台 (切上げの台数)、作業区分 B は造園工が必ず 1 人含む構成とする。

(2) 作業内容

- ア) 町内会等が伐採した樹木の収集・運搬と伐採箇所の確認作業。
- イ) ILB (インターロッキングブロック) で舗装してある歩道等の伐根除草作業。
- ウ) 歩車道境界ブロックと AS 舗装の目地の伐根除草作業。

- エ) 同じ範囲内に工種が混在し数量確認が難しいと判断される作業。
- オ) 樹木に発生した毛虫の補殺作業。
- カ) 作業区分Bは、上記内容において樹木等に対する保全や景観等における技術的配慮が必要な場合に、有資格者を配置するものとする。 (せん定等の作業)

8. 道路使用許可について

受託者は、本業務施行前に道路交通法第77条の道路使用許可を受けること。

9. 夜間作業について

受託者は、夜間作業にて行うことが望ましい場合は、監督員と協議をすること。

*夜間作業の換算：契約単価×1.25（17時～22時、5時～8時）、契約単価×1.5（22時～5時）を原則とする。

10. 数値基準について

(1) 「計算書」及び「各施行場所の報告書」

種 別	単 位	数 位	備 考
延 長	m	少数第1位	少数第2位四捨五入
幅	m	少数第1位	少数第2位四捨五入
高 さ	m	少数第1位	少数第2位四捨五入
面 積	m ²	少数第1位	少数第2位四捨五入
幹 周	cm	整数	少数第1位切捨て

- (2) 「集計表」
- ・積上げ計算は、小数第1位で行うこと。
 - ・合計は、整数とし、少数第1位切り捨てとする。

※但し、作業区分A、Bについては集計表の合計は少数第1位で計上すること。

1.1. 換算表について

(1) 高木せん定

高木せん定の幹周 60 cm以上 120 cm未満を基準とし、下記の換算表により清算する。

幹 周	換 算 値 (本)
幹周 60 cm未満	0.4
幹周 60 cm以上 120 cm未満	基 準 値
幹周 120 cm以上 150 cm未満	4.0
幹周 150 cm以上 180 cm未満	8.0
幹周 180 cm以上 210 cm未満	12.0
幹周 210 cm以上 240 cm未満	16.1

(2) 機械除草

機械除草の施行規模 100 m²未満を基準とし、下記の換算表により清算する。

施行規模	換 算 値 (m ²)
100 m ² 未満	基 準 値
100 m ² 以上 500 m ² 未満	0.8
500 m ² 以上	0.7

(3) 伐採

伐採の幹周 30 cm以上 60 cm未満を基準とし、下記の換算表により清算する。

幹 周	換 算 値 (本)
幹周 30 cm未満	0.1
幹周 30 cm以上 60 cm未満	基 準 値
幹周 60 cm以上 90 cm未満	1.9
幹周 90 cm以上 120 cm未満	3.3
幹周 120 cm以上 150 cm未満	5.7
幹周 150 cm以上 200 cm未満	10.3
幹周 200 cm以上 250 cm未満	18.0

(4) 伐倒・枯損木処理

伐倒・枯損木処理の幹周 30 cm以上 60 cm未満を基準とし、下記の換算表により清算する。

幹 周	換 算 値 (本)
幹周 30 cm未満	0.6
幹周 30 cm以上 60 cm未満	基 準 値
幹周 60 cm以上 90 cm未満	2.0
幹周 90 cm以上 120 cm未満	3.7
幹周 120 cm以上 150 cm未満	7.0
幹周 150 cm以上 200 cm未満	11.0
幹周 200 cm以上 250 cm未満	24.0

1.2. 特記事項について

この単価契約で示した内訳単価以外の作業が必要となった場合は、協議により決定する。

1.3. 添付書類について

- ・ 樹木管理区域図
- ・ 高木位置図 (市内全域)
- ・ 中低木位置図 (市内全域)
- ・ 産業廃棄物処理施設位置図
- ・ 道路維持センター位置図

産業廃棄物処理作業共通仕様書

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して、次のとおり定める。

（目的）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

（委託内容）

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを事前に提出しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類：廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
数量：50kg（予定数量）

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する別紙の処分業者の事業場に搬入する。

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要がある場合、乙は書面により甲の承諾を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

7 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

8 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

（義務と責任）

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
- (4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。

（甲乙の責任範囲等）

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

(仕様書第2条第3項関係)

処分又は再生を行う事業場

1 処分先（中間処分又は最終処分）

事業場の名称 : 木村金属工業株式会社
所在地 : 横須賀市内川2丁目4番36号
処分の方法 : 破碎
施設の処理能力 : 100.9584 t / 8 h

2 処分先（中間処分又は最終処分）

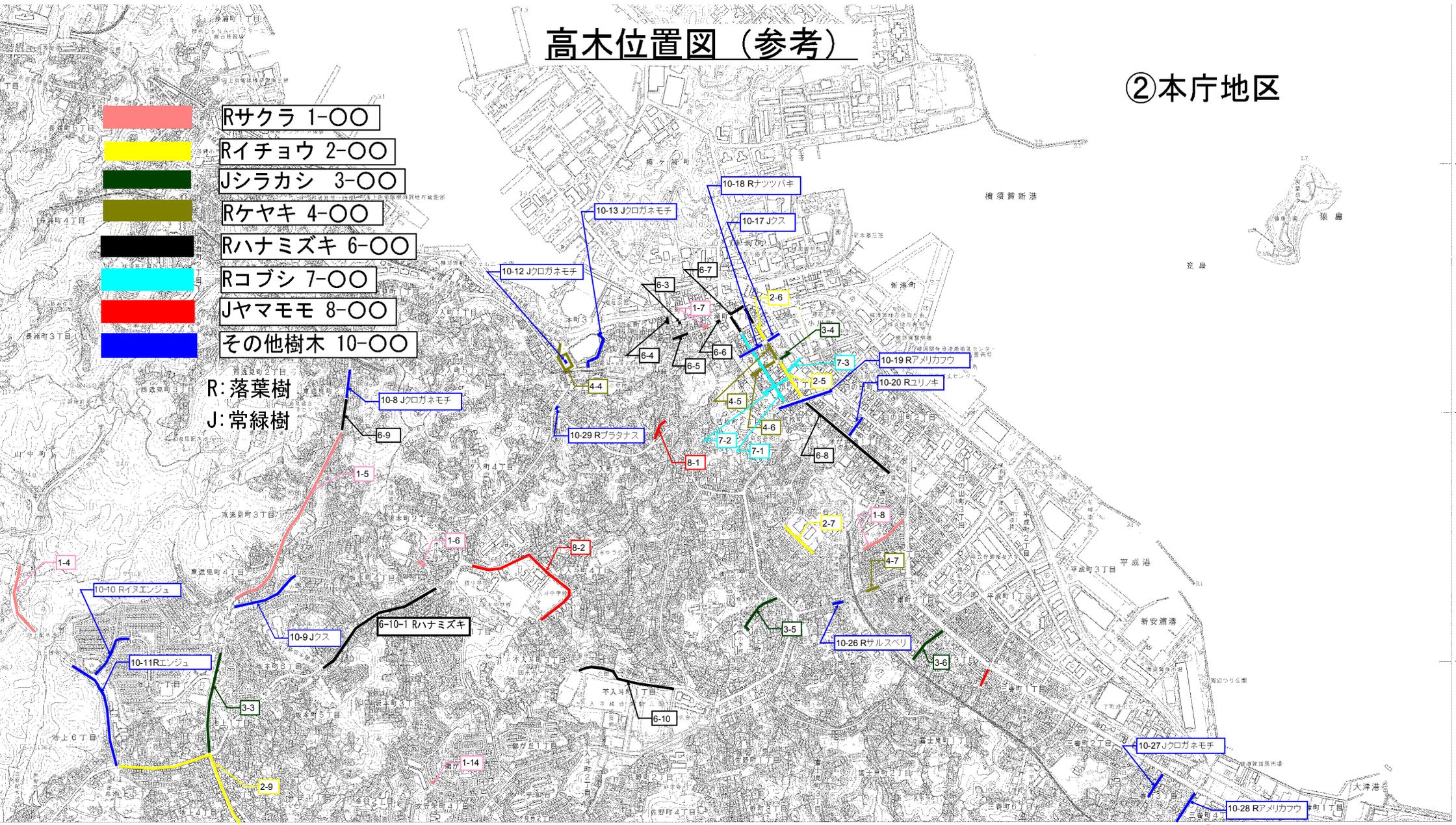
事業場の名称 : 株式会社リフレックス
所在地 : 横須賀市内川2丁目2番2号
処分の方法 : 破碎、選別
施設の処理能力 : 800 m³ / 8 h

高木位置図 (参考)

②本庁地区

- Rサクラ 1-00
- Rイチョウ 2-00
- Jシラカシ 3-00
- Rケヤキ 4-00
- Rハナミズキ 6-00
- Rコブシ 7-00
- Jヤマモモ 8-00
- その他樹木 10-00

R: 落葉樹
J: 常緑樹

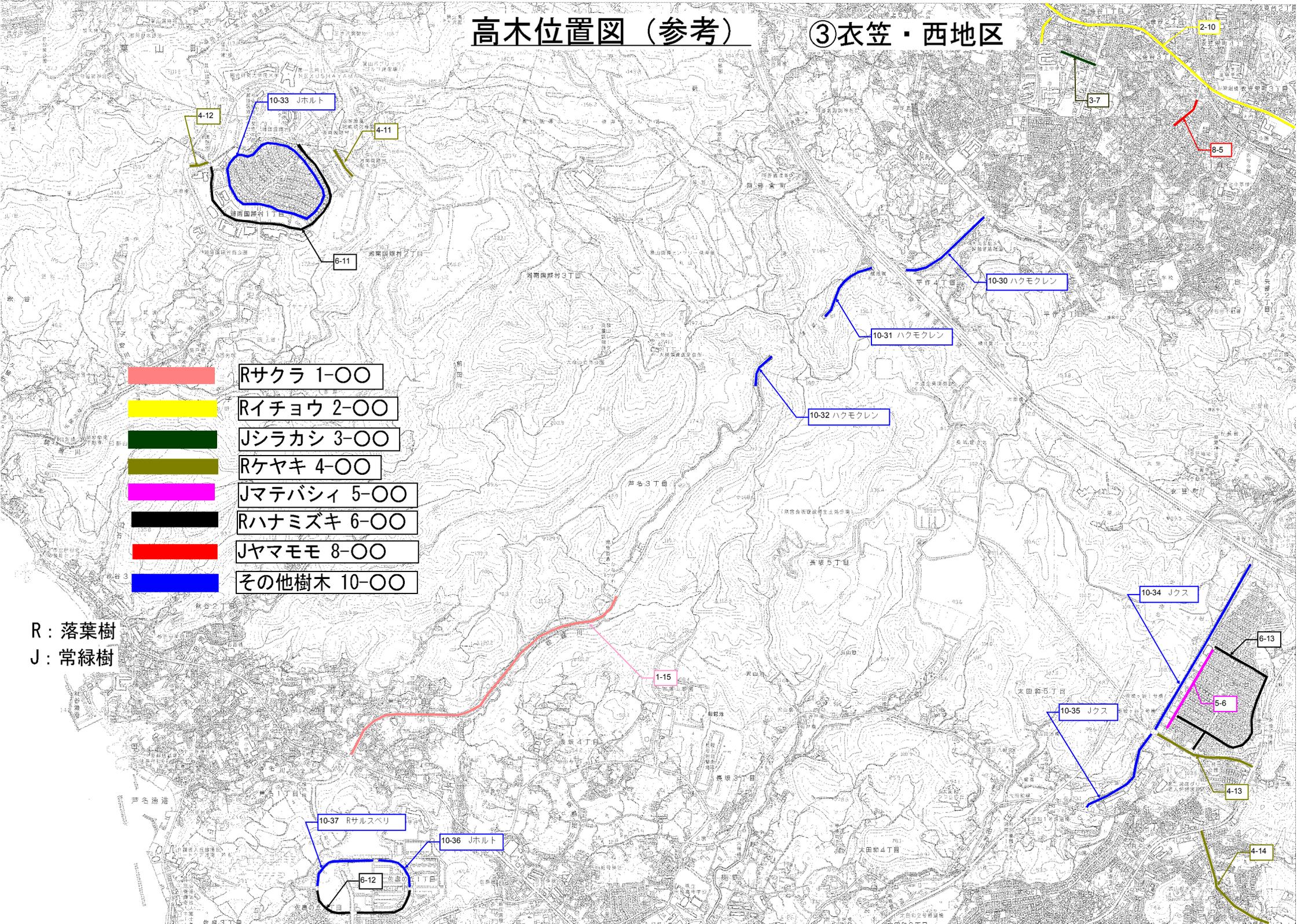


高木位置図 (参考)

③衣笠・西地区

- Rサクラ 1-00
- Rイチョウ 2-00
- Jシラカシ 3-00
- Rケヤキ 4-00
- Jマテバシィ 5-00
- Rハナミズキ 6-00
- Jヤマモモ 8-00
- その他樹木 10-00

R : 落葉樹
J : 常緑樹

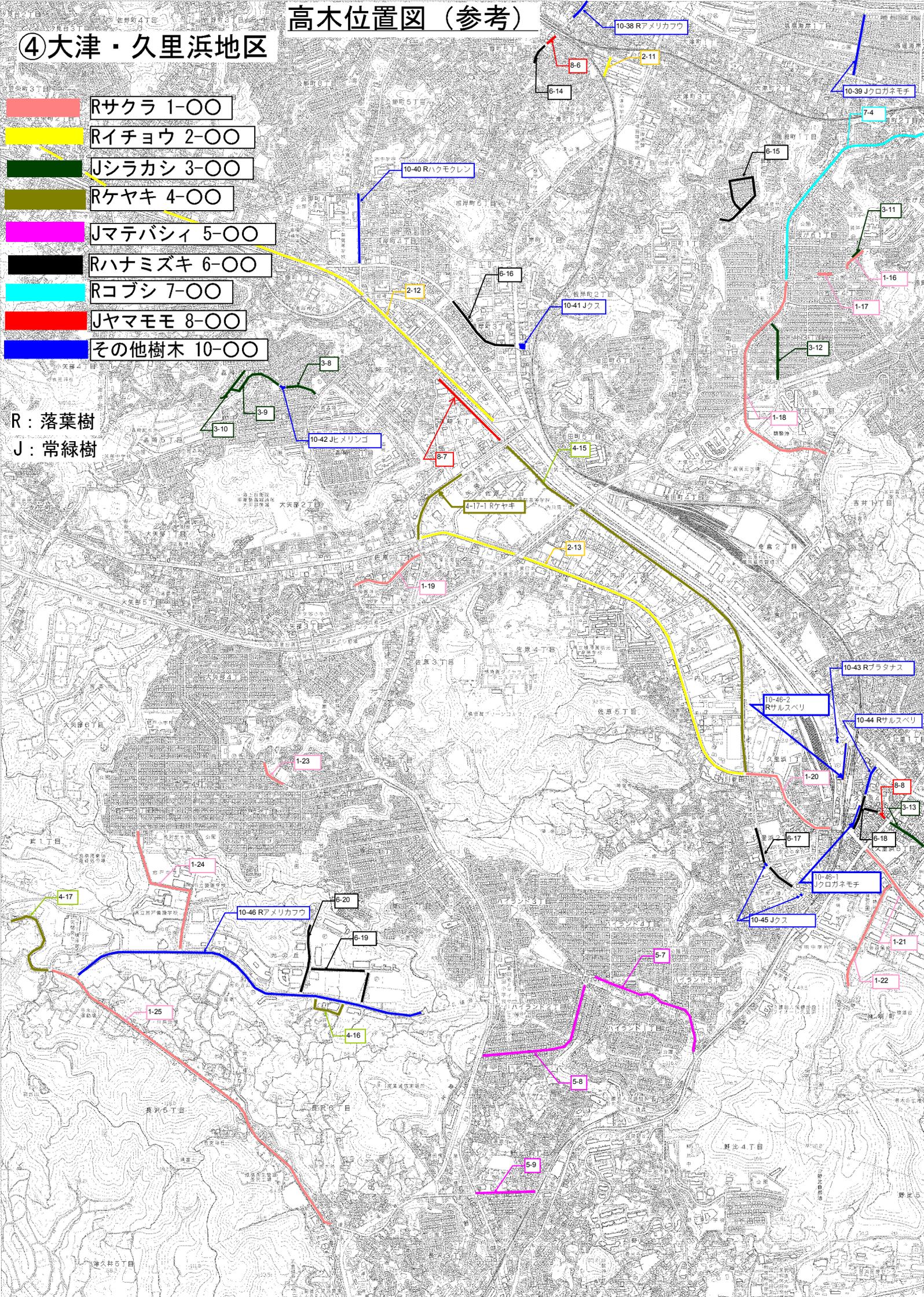


高木位置図 (参考)

④大津・久里浜地区

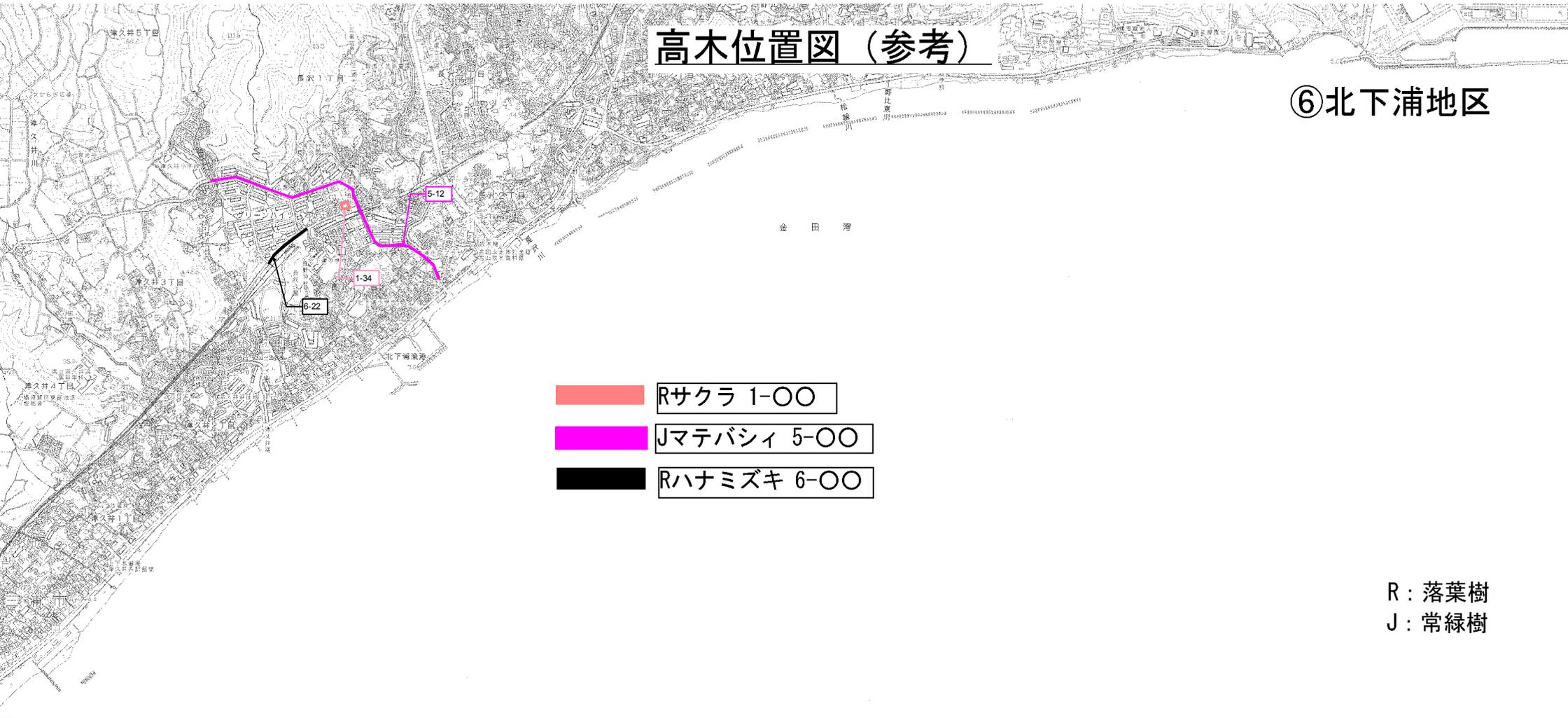
- Rサクラ 1-00
- Rイチヨウ 2-00
- Jシラカシ 3-00
- Rケヤキ 4-00
- Jマテバシィ 5-00
- Rハナミズキ 6-00
- Rコブシ 7-00
- Jヤマモモ 8-00
- その他樹木 10-00

R : 落葉樹
J : 常緑樹



高木位置図 (参考)

⑥北下浦地区



- Rサクラ 1-00
- Jマテバシィ 5-00
- Rハナミズキ 6-00

R : 落葉樹
J : 常緑樹

-15.0 -14.0 -13.0 -12.0 -11.0 -10.0

1:10,000

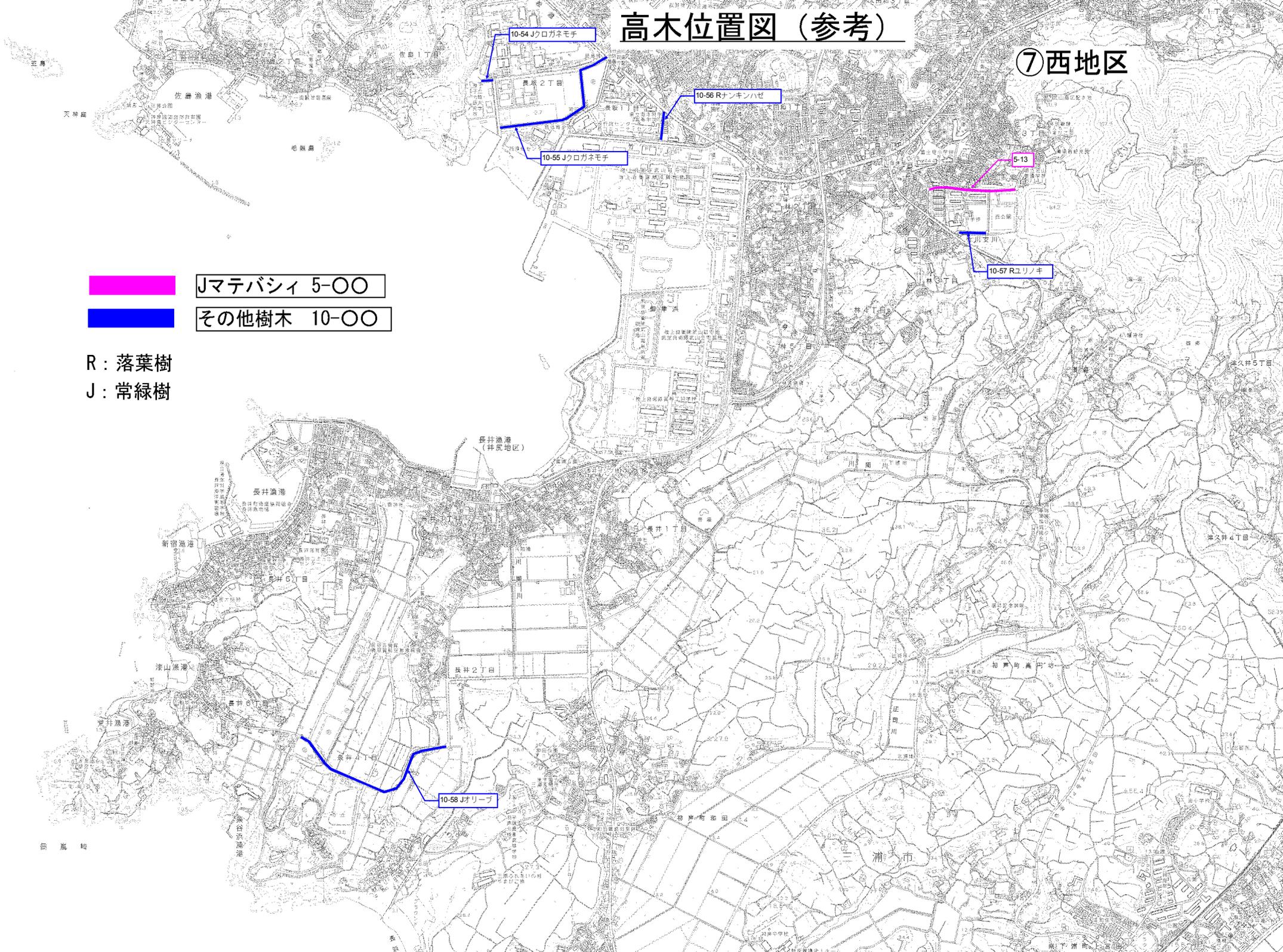
0 20 40 60 80 100

高木位置図 (参考)

⑦西地区

 Jマテバシィ 5-00
 その他樹木 10-00

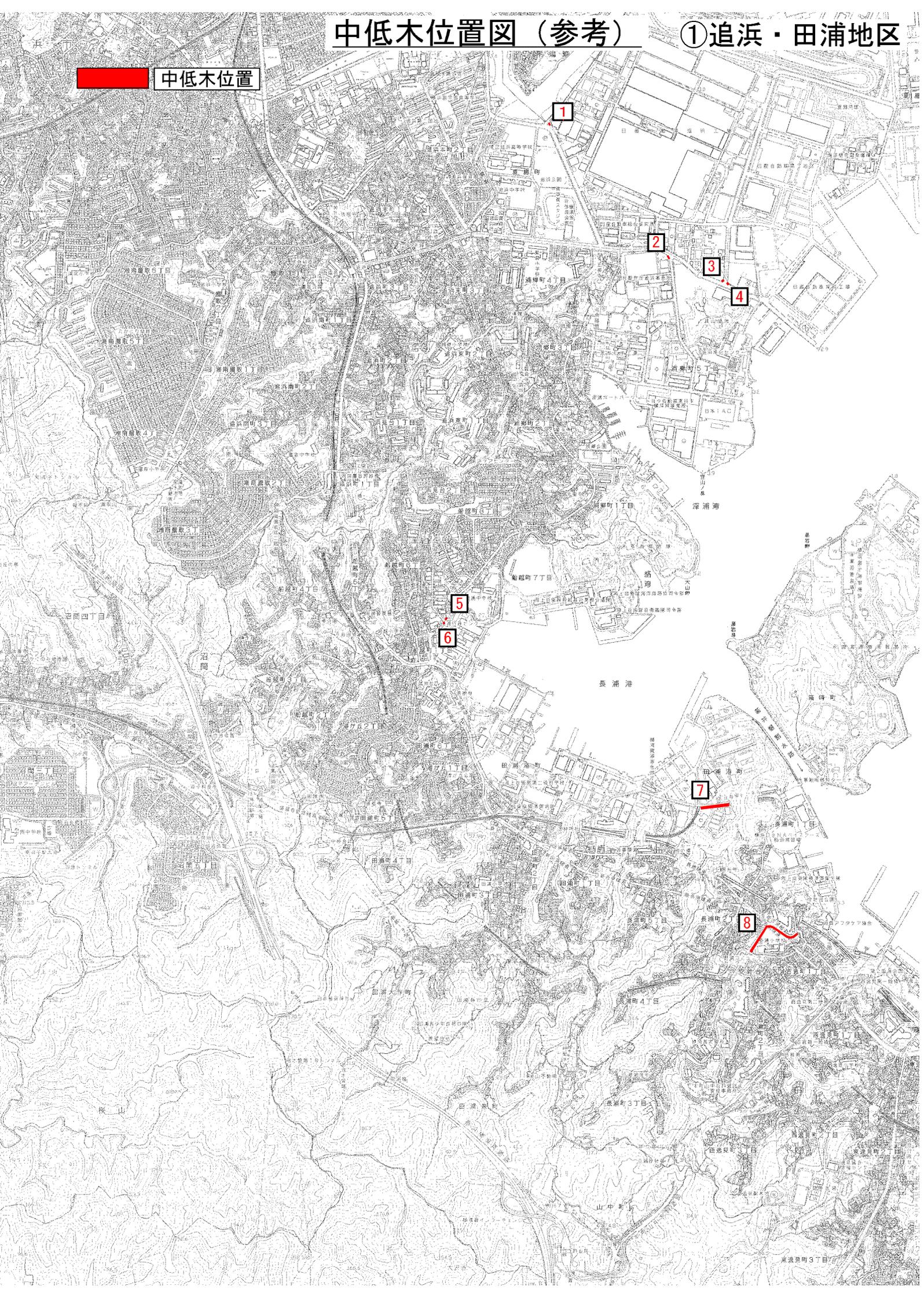
R : 落葉樹
J : 常緑樹



中低木位置図 (参考)

①追浜・田浦地区

中低木位置

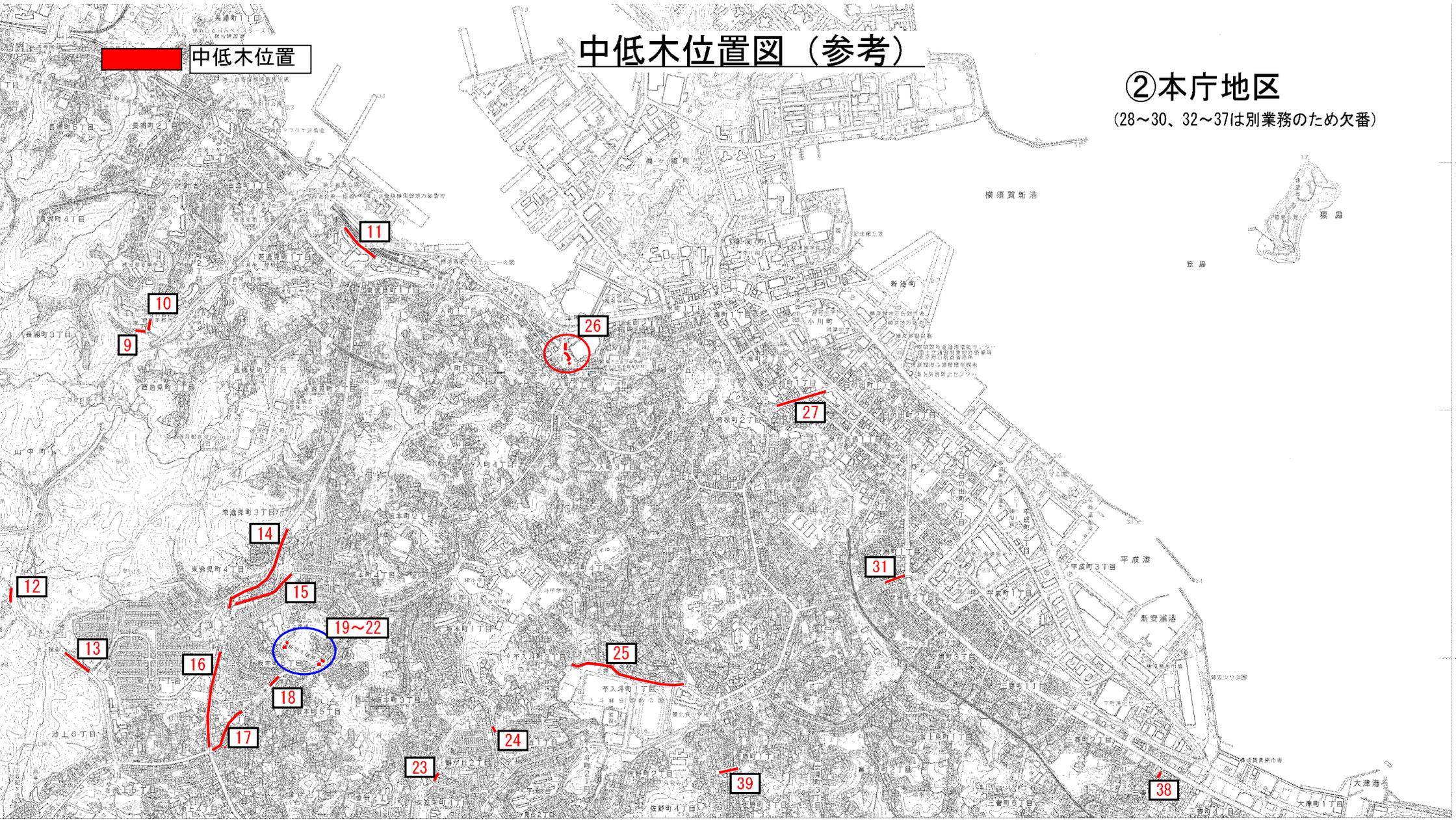


中低木位置図（参考）

②本庁地区

(28~30、32~37は別業務のため欠番)

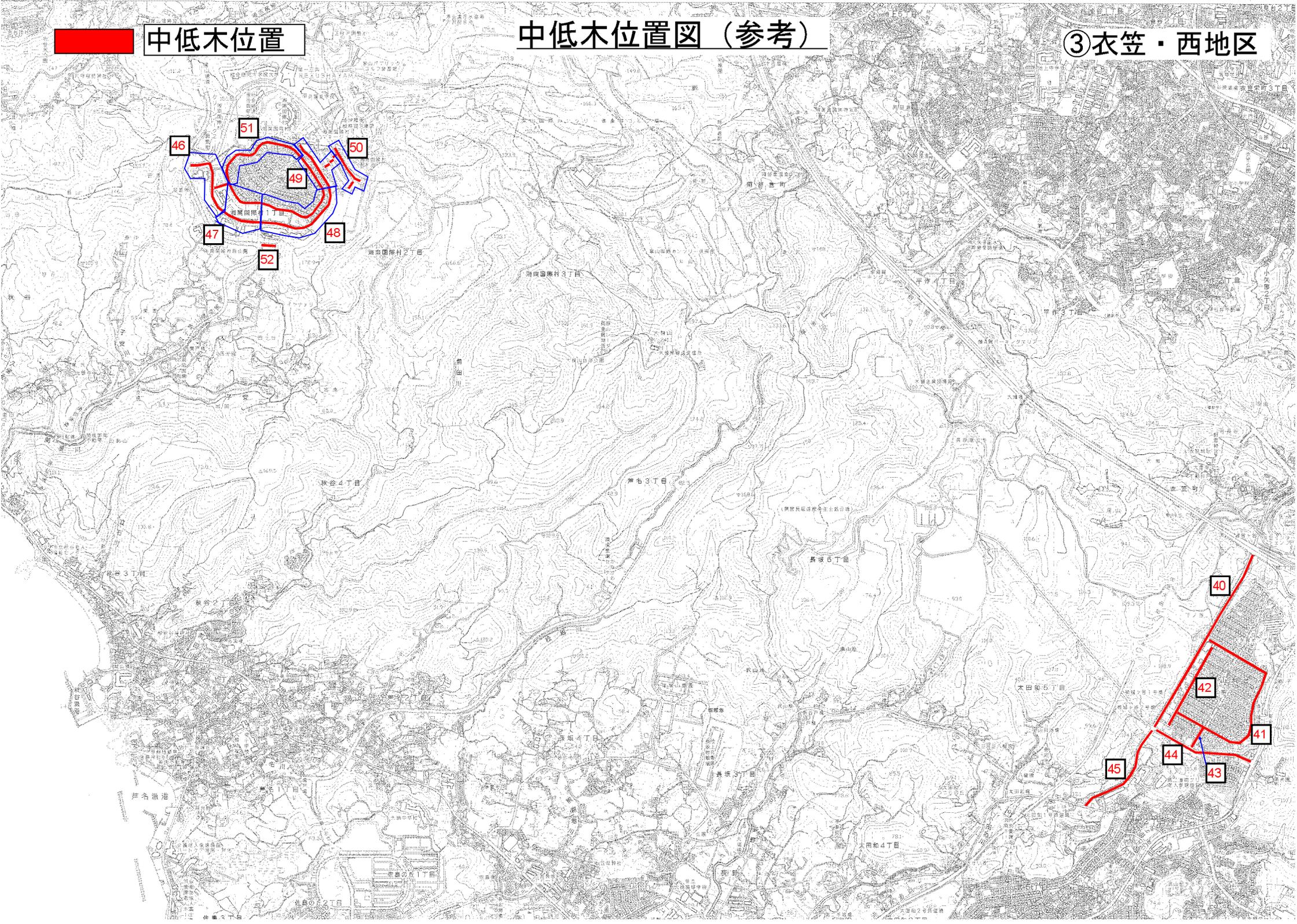
中低木位置



中低木位置

中低木位置図 (参考)

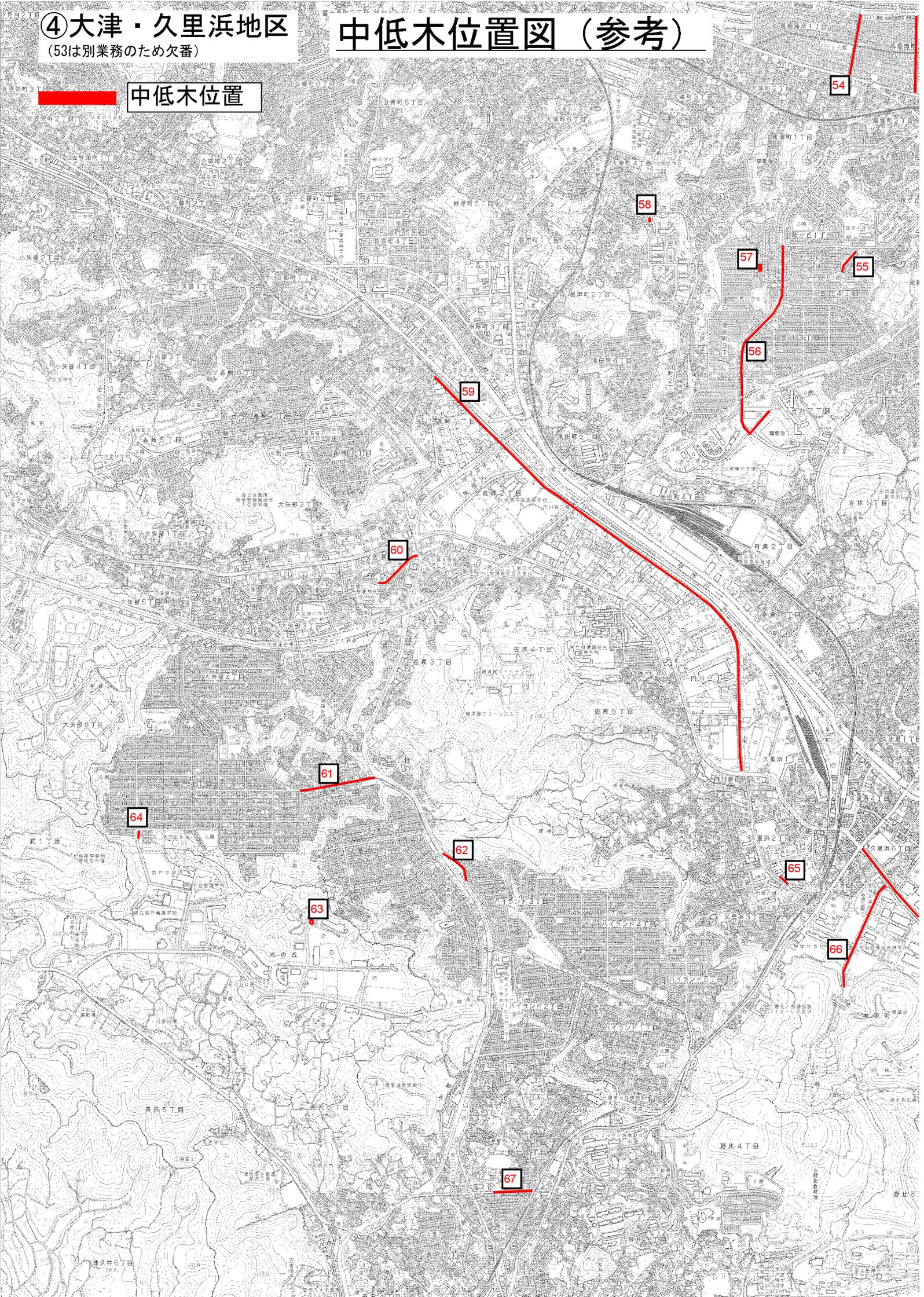
③衣笠・西地区



④大津・久里浜地区
(53は別業務のため欠番)

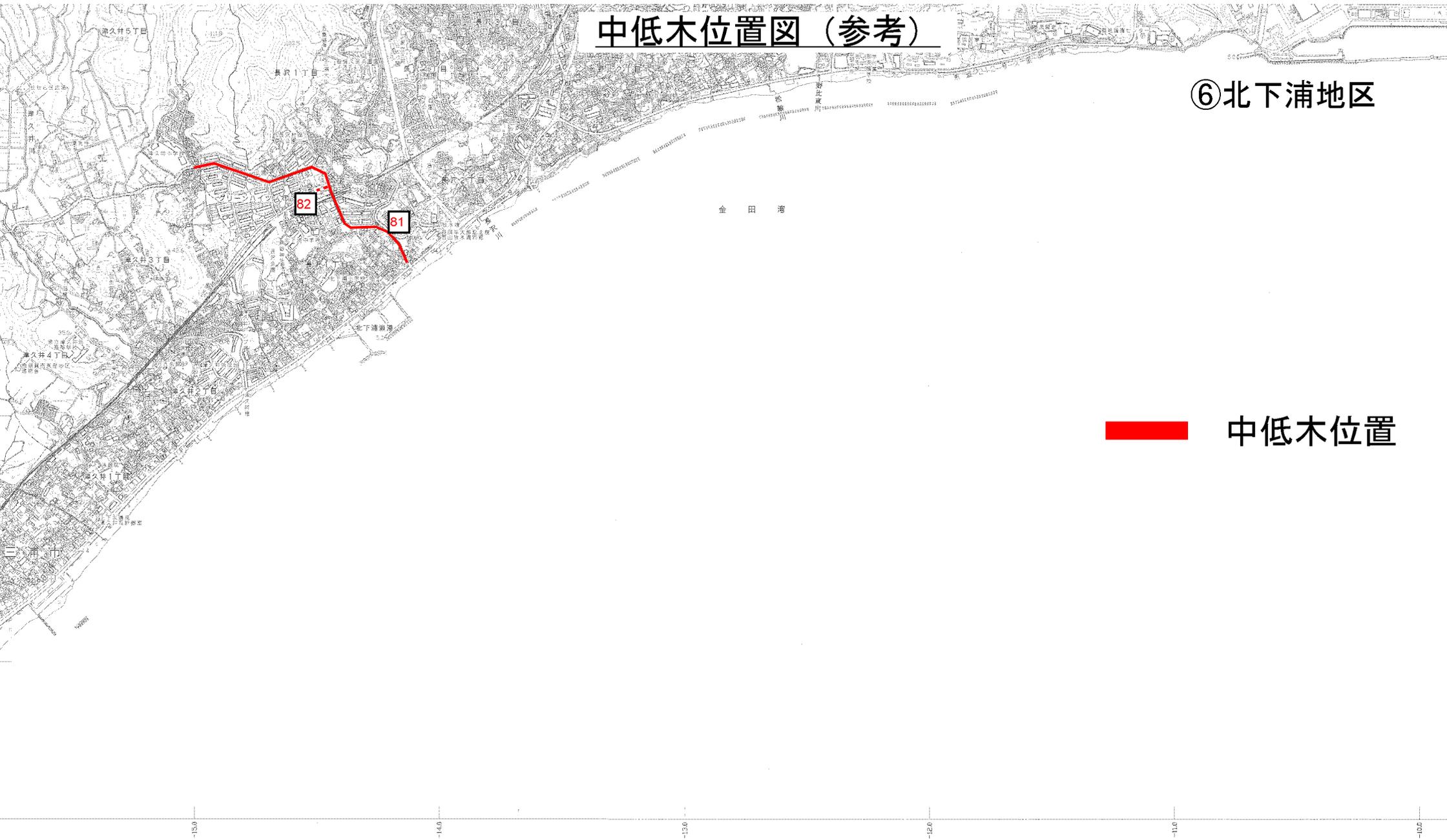
中低木位置図 (参考)

■ 中低木位置



中低木位置图 (参考)

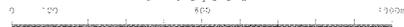
⑥北下浦地区



 中低木位置



1:10,000



中低木位置図 (参考)

⑦西地区

85

84

83

■ 中低木位置

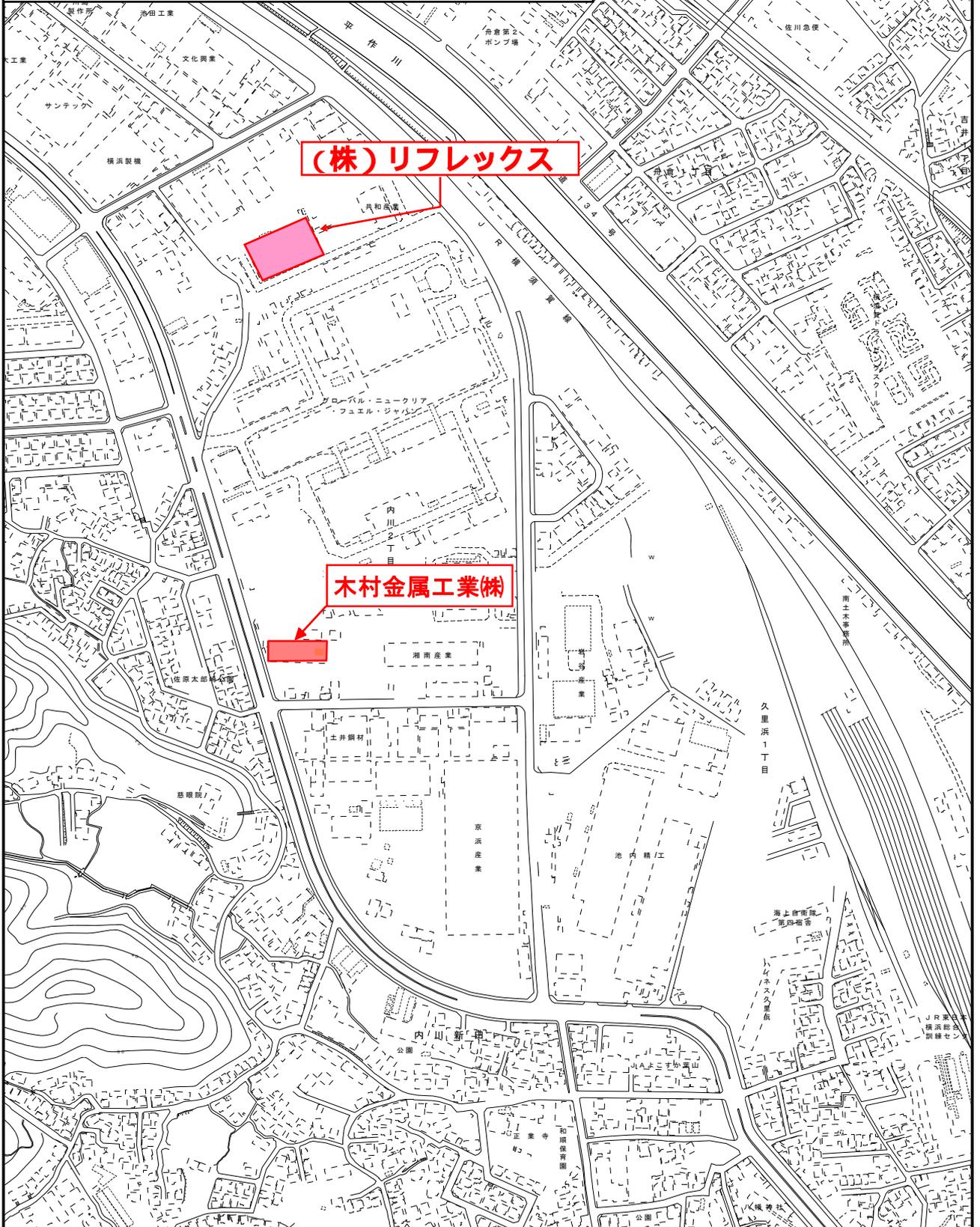


位置図



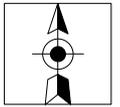
木村金属工業(株) 横須賀市内川2丁目4番36号

(株)リフレクス 横須賀市内川2丁目2番2号

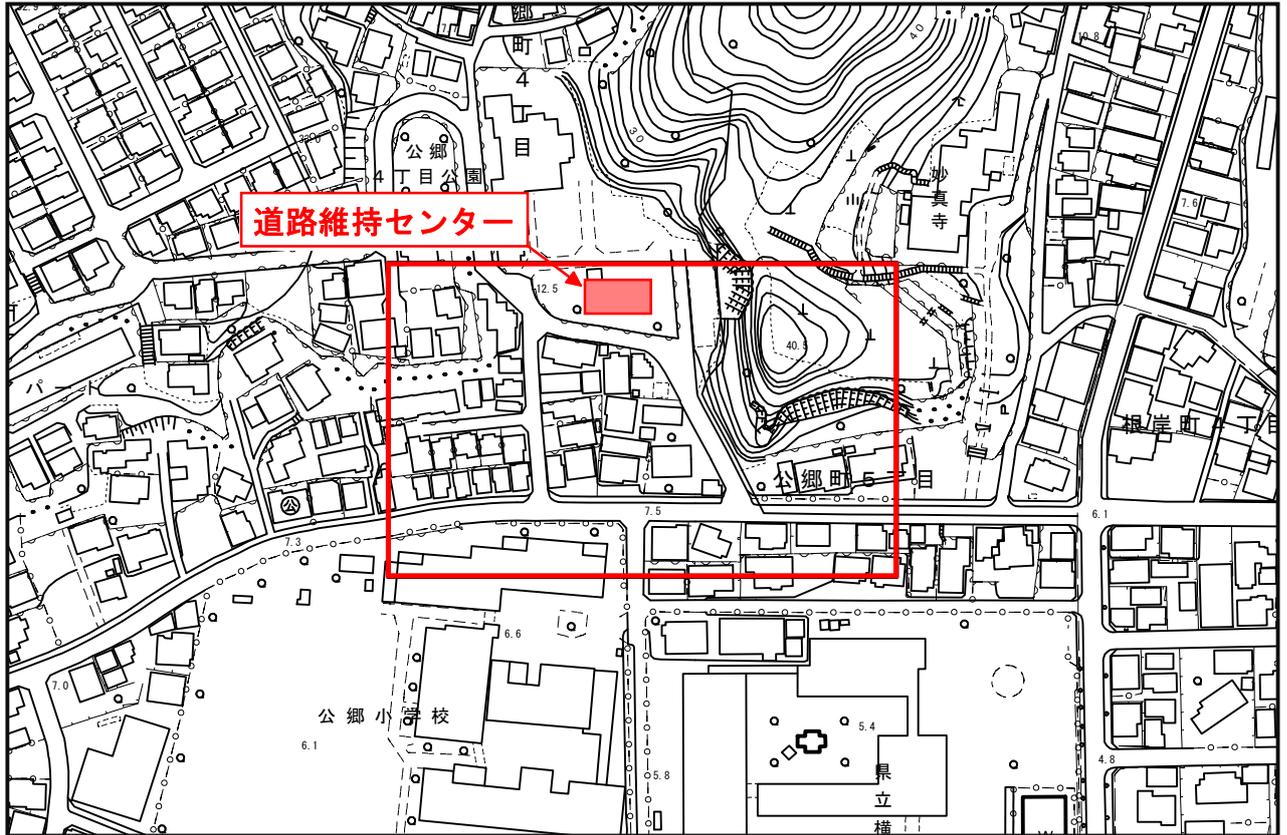


1/5000

位置図 1/2500



(道路維持センター 横須賀市公郷町4丁目4番地)



拡大図 1/1000

出入口

